

◎新潟県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、村山昭一ほか3名から区画整理事業上川手地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成28年3月18日

新潟県十日町地域振興局長